

令和 4 年 6 月 6 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2021

課題番号：17K03449

研究課題名（和文）現代契約法における原因主義の後退およびそれに代替する諸制度に関する総合的研究

研究課題名（英文）Research on the Decline of Causalism and its Alternative in Modern Contract Law

研究代表者

石川 博康 (ISHIKAWA, Hiroyasu)

東京大学・社会科学研究所・教授

研究者番号：90323625

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、契約の拘束力を基礎付ける要件としての「原因（コース、カウザ）」の廃止または変容という原因主義の衰退をめぐる近時の動向について整理した上で、「原因」理論が担ってきた機能を代替するための諸制度につき、総合的な分析を行った。この研究により、諾成主義・契約自由の原則に基本的に立脚しつつ、一定の機能実現のために合意の外側から方式・書面要件などを通じて一定の制約を付加するという現代の契約法の特徴が明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、契約の拘束力を基礎付ける要件としての「原因（コース、カウザ）」要件をめぐる近時の法状況について比較法的な分析を展開するものであり、特にイタリア法におけるカウザ論は日本では未だほとんど検討されていないテーマであり、本研究を通じてこの点に関する検討を実施したことには大きな学術的意義が認められる。また、そのような比較法的分析をも踏まえつつ、日本の民法・消費者法における方式・書面要件の意義や機能に関する分析を行ったことは、改正民法における書面要件のあり方を具体的に示した点で重要な社会的意義を担うものであると評価できる。

研究成果の概要（英文）： The concepts of "cause" in French law and "causa" in Italian law are related to the enforceability of contract, but they were recently modified or abandoned through the contract law reform or the transition of case law. Those functions of "cause" and "causa" have been replaced by other schemes, such as forms of contracts. The modern contract law are based on the principle of freedom of contract and consensualism, and thus forms of contracts are characterized as pragmatic accessories that are imposed from outside of agreements in order to achieve some goals.

研究分野：民法

キーワード：民法 契約法 原因主義 方式

### 1. 研究開始当初の背景

契約の拘束力または諾成主義を支えるものとして、現代の契約法では、意思主義や契約自由の原則といった基本原理が指定められることが一般的である。しかし、そのような立場は、契約の基礎理論に関する歴史的展開の中にあつては、近代以降の法制度において初めて一般的に受容されるようになったものに過ぎない。また、フランスやイタリアといった国々では、契約の拘束力を基礎付ける要件として「原因(コース、カウザ)」の存在が、現代に至るまで、引き続き要求されてきた。もっとも、フランスおよびイタリアにおいては、近時、法改正や判例変更を通じて、この「原因」の要件を廃止しまたはその内容を変容させる動きが現れていることが注目される。本研究は、以上のような近時の法状況を背景として、原因主義の衰退とそれに代替する諸制度の展開に関する総合的検討を試みたものである。

### 2. 研究の目的

本研究は、契約の拘束力を基礎付ける要件としての「原因(コース、カウザ)」の廃止または変容という原因主義の衰退をめぐる近時の動向について整理した上で、その背景となっている社会的・制度的諸要因や、「原因」理論が担ってきた機能を代替するための諸制度につき、比較法および法史学の観点から、総合的な分析を行うことを目的とする。その上で、「原因」の要件を要求しない日本においても、典型契約の冒頭規定が権利根拠規定とされ、当事者の合意以外の要素・構造によって契約が支えられる場面がなお存在していることに鑑み、本研究では、以上に関する支持構造とその制度的基盤の解明も、その課題となる。

### 3. 研究の方法

本研究の方法としては、イタリアのカウザ論という国内における先行研究がほぼ存在していない研究分野をその主たる検討対象としつつ、それとフランス法との比較を踏まえた総合的・比較法的な検討を行うという方法を採用している。さらに、そのような比較法的分析を基礎として、契約の拘束力に関して「原因」の要件を要求しない日本法の下でも、契約に関する権利根拠規定とされる典型契約冒頭規定において合意以外の要素が含まれているように、当事者の合意以外の要素・構造によって契約がどのようにして支えられているのかについて、検討が進められることとなる。

### 4. 研究成果

(1) フランスおよびイタリアにおいて、近時の法改正や判例変更を通じて、「原因」の要件を廃止しまたはその内容を変容させる動きが現れている。まず、フランスでは、2016年のオルドナンスを通じて実現された契約法改正において、民法典において用いられていたコースの概念(フランス民法1108条、1131~1133条)が廃棄され、反対給付が幻想または過小である有償契約の効力を否定する規定(フランス民法1169条)や、本質的債務の実体を失わせる条項を書かれざるものとみなす規定(フランス民法1170条)など、コースの概念が担ってきた機能を個別的に実現する諸規定の中に消化されることとなった。

また、イタリアでは、民法上の諸規定(イタリア民法1325条、1343~1345条)において、契約の効力要件としてカウザが要求されているものの、その意味内容については、判例の立場が近時変更されるに至っている。すなわち、1942年に成立した現在のイタリア民法典においては、その起草者の見解として、いわゆる客観説(*teoria oggettiva*)が採用され、またその立場が学説および判例において強く支持されてきた。民法典編纂にかかる *Grandi* 法相による報告書(*Relazione del Ministro Guardasigilli Grandi al Codice Civile del 1942*)においては、「法によって要求されるカウザとは、具体的事案において契約当事者によって追求される主観的な目的ではなく、その目標に関して法が要求しかつ私的自治の保護を正当化する社会的・経済的機能(*funzione economico-sociale*)である。」との説明が既になされていた通り、*Betti* に代表されるこのようなカウザの概念理解は、典型的カウザ(*causa tipica*)または抽象的カウザ(*causa astratta*)と呼ばれ、民法典起草者を含め判例・学説を長らく支配してきた。しかし、1966年における *Ferri* の論文(*Ferri, Causa e tipo nella teoria del negozio giuridico, 1966*)によって、「カウザは契約の個人的・経済的機能(*funzione economico-individuale*)を支えるものであって、その内容は(契約類型ごとに同一のものではなく)個々の契約において個別的・具体的に把握されるべきである」とする具体的カウザ(*causa concreta*)論が提唱されて以降、この具体的カウザ論の立場が学説上の支持を集めるようになり、判例においても、破毀院2006年5月8日の判決(*Cass. 8.5.2006, n. 10490*) ( *Cass. civ., 8.5.2006, n. 10490* ) によって、抽象的カウザから具体的カウザへと、カウザに関する概念理解が変更されるに至った。この2006年5月8日判決によれば、「契約のカウザは、用いられたモデルや類型を超えて、その実現が直接に目指された現実の諸利益の総体である。このカウザの定義は、契約の社会的・経済的機能としてのカウザという伝統的な定

式に従うものではなく、さらに、決定的な目的・動機説や、裁判上の機能説、類型の機能説、反対給付説または古典的な客観説に従うものでもない。」と述べられている。

フランスおよびイタリアにおける原因（コース、カウザ）をめぐる近時の法動向に関しては、その背後において様々な要因が複雑に作用していることが窺われる。フランスにおけるコース概念の廃棄に際しては、契約の効力要件としてコースや（コモン・ロー諸国における）約因のような付加的な要素を合意に加えて要求することに対し消極的な姿勢を示す、国際的な（特に EU レベルでの）契約法の統一化に向けた動きが少なからざる影響を与えていることに、疑問の余地はない。しかし、フランスにおけるコースをめぐる法動向は、以上のような外的な要因のみならず、判例におけるコースの主観化の動きの中に、契約上の給付相互の具体的な均衡性を要求する思考への傾斜が既に含まれており、そのような具体的な均衡の要請へとコースの機能が具体化され溶解していったものと特徴付けることができるように思われる。また、それは、イタリアの判例における抽象的カウザから具体的カウザへの転回とも、共通した方向性を内包しているものと評価できる。もっとも、その一方で、イタリアにおける具体的カウザ論は、（イタリア旧民法に関する解釈として支配的であった）かつての主観説への回帰ではなく、客観説内部での派生的な理論ヴァージョンである（cf. Roppo, *Il contratto*, 2.ed., 2011, p.344）と述べられており、そこには、フランスにおけるコースの主観化からコース概念の廃棄への流れとは異なるカウザの概念理解が看取される。すなわち、各契約類型に共通の抽象的なカウザ理解から、より個別的な契約における内的構造を支えるものとしての具体的なカウザ理解へとという流れが存在していることが分かる。もっとも、そのような具体的カウザ論が実際に果たす機能に関しては、契約上の具体的な均衡性を要請するものとして理解され、フランスにおけるコース概念の廃止との文脈上の連続性も看取される。

(2) 契約の拘束力を支えるものとして方式の具備が求められることがあり、ローマの時代における儀礼と結び付いた要式契約（握取行為〔*mancipatio*〕や問答契約〔*stipulatio*〕など）がその例として挙げられる。しかし、契約における方式自由の原則が確立されている現代の法制度の下では、方式の具備が法律上求められる場合でも、方式それ自身が契約の拘束力の源泉とされるわけではない。契約の拘束力の根拠が当事者の意思に求められるべきかという問題は措くとしても、契約自由の原則を支える自律性の価値に鑑みれば、契約の拘束力の源泉は、いずれにせよ、契約をもたらし合意に内在する一定の要素の中に見出されなければならない。その意味で、現代の法における方式具備の要請は、契約の成立要件に関する場合も含め、本来的には契約の拘束力を支えるために必要とはされない要素を、何らかの目的において法律によって合意の外側から付加するものとして理解される。法律上方式の具備が求められている場合に関する従来の解釈論においても、それぞれの場面における方式の目的を明らかにした上で、その目的に適合的な当該方式に関する取扱いとはいかなるものであるのかを探求されてきたが、そのような解釈手法は、以上のような合意に対する方式の付加的性質にも適うものと考えられる。

以上の観点を踏まえ、本研究では、契約における方式の目的・機能、特に書面の機能についての検討を試みた。日本の改正民法において新たに導入された各種契約に関する規定の中には、保証契約に関する書面要件の強化、書面の方式による（諾成的）消費貸借の規定化、書面で行った使用貸借・無償寄託に関する規律の導入といったように、一定の契約について方式具備の要請を強化する傾向を示すものが見受けられる。このような改正民法における契約の方式に関する諸規定（および要式的な規律構造を前提とした受取前解除権の規律など）について、契約自由の原則との関係においていかなる原理的な位置付けが与えられ、また各規定についてどのような具体的な意義と機能が認められるのかが問われることになる。また、消費者法の領域に目を向けると、消費者法における方式や書面の機能をめぐって、消費者取引における情報・交渉力格差などを基礎とした書面等の方式具備の要請がより強まりつつあることも注目される。そこでは、契約締結前および締結後における交渉や意思決定のプロセスにおいて方式や書面が果たす機能に着目し、その情報提供機能等を通じた消費者保護のための方式強化の動きが顕著となっている。

もっとも、そのような消費者法における方式としての書面要件は、「情報提供の方式としての書面」を要請するものが中心であるのに対し、民法における（契約上の）方式としての書面要件は、契約の成立のための意思表示にかかる「意思表示の方式としての書面」を要請するものとなっている。そのような方向性は今後も基本的には維持されるものと考えられるものの、消費者法における「情報提供の方式としての書面」の要請に関しては、特商法における書面の電子化をめぐる議論において見られるように、具体的な消費者の理解力・情報処理能力を考慮したより実効性ある規律が求められており、またそのことは、消費者法における書面の情報提供機能の限界を踏まえ、書面のその他の機能（特に、警告機能）にも着目することを要請する。この点、民法における定型約款に関する新規定、特に約款の開示に関する規定に関しても、約款を読むか否かに関する消費者の行動の実態に関する認識がその法的規律の基礎となっており、書面の情報提供機能の限界は民法上の規定との関係でも立ち現れているものと解される。また、保証に関する二重の書面要件として、（保証一般に関する書面要件に加えて）事業債務である貸金等債務についての個人保証に関し保証意思宣明公正証書の作成が要求され、公証人の説明義務を通じたより積極的な助言・指導の機能が

目指されていることも、書面要件という問題に関して民法と消費者法における方向性の接近を示すものとして、特徴付けることができる。

このように、民法上の書面要件の機能やそれに関する具体的判断に当たっては実質的な考慮が求められることになるが、それは、方式自由・諾成主義の下での書面の方式が、契約の拘束力の源泉としてではなく、一定の機能実現のために合意の外側からの制約を付加するものであることとも結び付いている。その意味において、意思表示の方式としての書面要件は、形式上は契約自由の原則を限界付ける機能を果たすものであるものの、その実質は、警告機能を基礎とした当事者の契約締結意思の実質的な確保(真意性の確保)という目的とも結び付きつつ、契約自由の原則に沿った規律として機能しているものと特徴付けることができる。契約の拘束力の源泉として原因や方式を位置付けるのではなく、諾成主義・契約自由の原則に契約法の体系的基礎を見出しつつ、一定の機能実現のために合意の外側からの制約を付加するものとして方式・書面要件を位置付けかつそれを実際に作用させること

本研究を通じて示されたそのような契約法の基礎理論における方向性を、契約を支える諸制度との関係でさらに具体化しつつ展開していくことが、本研究に続く今後のさらなる課題となろう。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 石川博康	4. 巻 9
2. 論文標題 各種契約の方式要件の変容と消費者法における書面の意義	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 消費者法研究	6. 最初と最後の頁 193 - 224
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石川博康	4. 巻 1199
2. 論文標題 各種契約の方式要件の変容と消費者法における書面の意義	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 51 - 59
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石川 博康	4. 巻 1550号
2. 論文標題 パンデミックによる事情変更と契約の改訂	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 50-55
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石川 博康	4. 巻 72巻1号
2. 論文標題 パンデミックによる事情変更と契約の改訂	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 社会科学研究	6. 最初と最後の頁 29-39
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石川博康	4. 巻 第8号〔東アジア編8〕
2. 論文標題 日本における信義則論の現況	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 民法研究 第2集	6. 最初と最後の頁 23-43
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石川博康	4. 巻 456号
2. 論文標題 心裡留保 神学と法学の狭間で	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 4-6
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石川 博康	4. 巻 39
2. 論文標題 契約改訂規範としての定型約款変更法理の特質とその理論的定位置	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 30-40
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石川 博康	4. 巻 85
2. 論文標題 日本における信義則論の現況	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 民法学 (韓国民事法学会)	6. 最初と最後の頁 447-466
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石川博康	4. 巻 127
2. 論文標題 債権法改正法をめぐる理論的諸問題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 司法研修所論集	6. 最初と最後の頁 124-157
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件 (うち招待講演 2件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 石川博康
2. 発表標題 各種契約の方式要件の変容と消費者法における書面の意義
3. 学会等名 日本私法学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 石川博康
2. 発表標題 継続的契約の解消をめぐる諸問題
3. 学会等名 令和元年度金融・経済実務研究会 (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 石川博康
2. 発表標題 日本における信義則論の現況
3. 学会等名 第8回東アジア民事法学国際シンポジウム (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 東大社研=玄田有史=飯田高編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 408
3. 書名 『危機対応の社会科学 下 未来への手応え』（担当部分：「契約上の危機と事情変更の法理 債権法改正審議の帰趨とその諸文脈」）	

1. 著者名 潮見 佳男、千葉 恵美子、片山 直也、山野目 章夫	4. 発行年 2018年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 592
3. 書名 『詳解 改正民法』（担当部分：石川博康「売買」）	

1. 著者名 安永 正昭、鎌田 薫、能見 善久	4. 発行年 2018年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 528
3. 書名 『債権法改正と民法学 : 債権総論・契約(1)』（担当部分：石川博康「典型契約規定の意義 典型契約冒頭規定を中心として」）	

1. 著者名 大村敦志=道垣内弘人編（石川博康=大澤彩=加毛明=角田美穂子=筒井健夫=幡野弘樹=吉政知広著）	4. 発行年 2017年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 552
3. 書名 解説・民法（債権法）改正のポイント	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-



6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------